

## 継続

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁規発第56号、丁交企発第97号  
令和6年3月27日  
警察庁交通局交通規制課長  
警察庁交通局交通企画課長

### 交通安全総点検の実施について

交通安全総点検については、「平成9年春の全国交通安全運動の実施について」(平成9年2月12日付け警察庁丙交企発第26号、丙交指発第7号、丙規発第3号、丙都交発第3号、丙運発第2号)に基づいて実施することとなっているが、平成9年春の交通安全運動以降、毎年春と秋の交通安全運動時等に実施する交通安全総点検の実施要領を別紙のとおり策定したので通達する。交通安全総点検の実施に当たっては、下記の事項に留意し効果的に推進されたい。

なお、別紙要領については、建設省と了解済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 交通安全総点検の意義

交通安全総点検については、平成8年度から平成12年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めた第6次交通安全基本計画(平成8年3月12日、中央交通安全対策会議、会長内閣総理大臣)において、交通の安全に関する地域住民等の主体的活動の1つとして「地域の人々や道路利用者が主体的に参加する「安全総点検」を実施する。」と明記されているところであり、各都道府県警察においても、地域住民が主体となった草の根的運動を展開させていく立場から、これらの活動を積極的に支援実践していく必要がある。

#### 2 交通安全総点検の実施

交通安全総点検は、交通の安全に関する地域住民等の主体的な活動の1つとして、原則として毎年春と秋の交通安全運動時にあわせて実施するものとするが、交通安全運動時以外の時期であっても、必要に応じて総点検の実施に努めること。

### 3 点検地域の選定

- (1) 交通安全総点検の毎回の実施時期における実施箇所数については、交通安全施設等の整備計画や総点検の実施体制等を勘案して、連絡管理者と充分協議して決定すること。
- (2) 交通安全総点検を実施する市区町村の選定に当たっては、交通事故率が高い市区町村等で、次のような地区を含む市区町村で行うよう努めること。
  - ・ 歩行者事故、自転車事故の多い地区
  - ・ 高齢者、児童等の利用が多い地区
  - ・ 地域住民の参加意識の高い地区
  - ・ コミュニティ・ゾーン対策実施予定地区
- (3) 交通安全総点検の候補路線については、次の路線を重点的に選定すること。
  - ・ 公共施設、集客施設へのアクセス経路
  - ・ 通学路及び学校周辺の道路
- (4) 交通安全総点検の対象地域としては小学校区程度の広さとなるよう配慮すること。

### 4 点検結果の活用等

交通安全総点検の実施結果のうち、交通安全上対策を必要とする事項については、道路管理者等と連携して、対策案を早急に作成すること。その際に、対策内容を短期的内容と中・長期的内容に分類し、短期的に実施可能な内容については速やかに対応し、また、対策の実施に期間を要するものについては、計画的な対策の実施が図られるよう次年度以降の予算措置に取り組むこと。

また、交通安全総点検の実施結果及びその対策内容については、地域住民に対し出来るだけ広報するよう努めること。

### 5 推進上の留意事項

#### (1) 事務局の事務分担

実行委員会及び調整会議の事務局内における事務の仕分け等については、各道路管理者と協議した上で決定するものとする。また、それぞれの事務を行う際には相互に連携に努め、効率的な事務運営が図られるよう配慮すること。

#### (2) 通学路の安全総点検

春の交通安全運動時は、児童等の入学・進学時期にあたるため、出来るだけ通学路及び学校周辺の路線を中心とした交通安全総点検となるよう努

めること。

また、従来から行っている通学路点検については、交通安全総点検に位置づけて実施することも可能とする。

(3) 関係機関・団体への働き掛け

交通安全活動は警察のみによって成し得るものではないことから、交通安全総点検等を通じて、道路管理者等との連携を強化し、また、関係機関・団体に対しても、交通安全総点検等交通安全活動への積極的な支援、協力を働き掛けること。特に、地域の住民活動に大きな影響力のある自治体への働き掛けについては、あらゆるレベルにおいて積極的に行うよう配慮すること。

6 報告事項及び報告要領

交通安全運動時に実施した交通安全総点検の実施結果については、運動終了日より2週間以内に、別表の報告様式に従い、警察庁交通局交通規制課まで報告すること。

また、報告に際しては、別表に定める報告事項に加え、点検地域がわかるような図面を添付すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成9年2月12日

（有効期間：平成31年3月31日）

継続措置日：平成31年3月28日

（有効期間：平成36年3月31日）

## 交通安全総点検実施要領

### 1. 目的

交通安全は、人、道、車の調和が図られることにより保たれるものであり利用する人の視点に立ってとらえられるべき課題である。

「交通安全総点検」は、地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業など地域が一体となった取り組みを通じて、交通の安全確保を目指すものである。

交通の安全確保を図るためには、道路交通環境の整備や車の安全性向上とともに、人々の安全への意識が重要な役割を果たす。

「交通安全総点検」は、

- ① 道路利用者の視点から道路交通環境の問題点等を抽出する。
- ② 高齢者や障害者なども含め、様々な人々の意見、アイデアを吸収できる仕組みを市区町村の地域性を生かしながら確立する。
- ③ 地域の人々の交通安全に対する関心を高め、地域の交通環境を把握する機会を提供する。

ことなど“交通安全への参加意識”の醸成を図りつつ、行政と地域住民、企業の連携と協力により地域の人々相互の理解を深めることを通じて“誰もが安心して利用できる道路交通環境づくり”を行い、交通の安全を確保することを目的とする。

### 2. 点検内容

#### (1) 歩行者・自転車利用者のための安全総点検

##### <点検参加者>

高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車イス利用者、児童、生徒、自転車利用者、一般健常者など老若男女幅広く。

##### <点検対象>

##### ○利用する側からの点検

児童・生徒点検（通学路点検）、高齢者点検、視覚障害者点検、聴覚障害者点検、車イス利用者点検等。

##### ○施設の機能に着目した点検

「路線点検」－公共施設・集客施設へのアクセス経路の歩道等の連続性  
・平坦性・段差の切り下げ等の点検、視覚障害者誘導用  
ブロックの点検、通学路点検、標識・標示等、道路占  
用物件、景観の点検等。

「箇所点検」－一人対車両事故多発地点、立体横断施設、歩行者用信号  
機、駐輪場の点検等。

## (2) 自動車類運転者のための安全総点検

<点検参加者>

高齢運転者、職業運転者、初心者運転者、休日のみの運転者、2輪車運  
転者など。

<点検対象>

標識・標示等の視認性、信号機の視認性、交通規制の適合性、路面状況等

## 3. 実施体制と支援体制

### (1) 実施体制

○点検実施者の主たる役割は、点検テーマの選定、点検計画の策定、テーマ  
にふさわしい各層の人々が点検に参加できる仕組みをつくることにある。

○点検の実施にあたっては、各層の人々を幅広く募り、点検を実施するた  
めの点検主催組織として、市区町村において、住民代表、道路利用者代表、  
学校関係者や警察署、道路管理者等からなる「交通安全総点検実行委員  
会」を設置する。この際、委員会の事務局は、市区町村の道路管理部局及  
び管轄警察署とする。

- ・「交通安全総点検実行委員会」には、必要に応じて高齢者・障害者団体関係  
者やNTT、電力会社関係者等の参加を求める。
- ・新規に「交通安全総点検実行委員会」を設置することが困難な場合、点検の  
主催組織として市区町村交通対策協議会等の既存の組織を活用することも考  
えられる。但し、「交通安全総点検」の事務局は市区町村の道路管理部局及  
び管轄警察署とする。
- ・「交通安全総点検実行委員会」は、「交通安全総点検」の計画、方針、点検  
参加者の募集、点検実施、点検結果のとりまとめを行うことともに、点検結

果を踏まえて、改善計画の策定を行う。

- ・「交通安全総点検実行委員会」は、「交通安全総点検」の目的が達成されるよう、事前広報や点検参加者の募集及び参加者、住民への改善計画の公表、広報を行う。

## (2) 支援体制

- 点検支援者の主たる役割は、点検実施関係者の連絡調整の場の提供、市区町村が独自性を発揮した点検実施に必要な協力など「交通安全総点検」が円滑に実施できる環境づくりにある。
- 市区町村の交通安全総点検関係者の連絡調整を図るため、都道府県において、道路管理者、警察本部、学校関係者、道路利用者代表、点検を実施する市区町村の連合自治会代表等からなる「交通安全総点検調整会議」を設置する。この際、調整会議の事務局は、都道府県の道路管理部局及び都道府県警察本部とする。

- ・「交通安全総点検調整会議」には、必要に応じて高齢者・障害者団体関係者やNTT、電力会社関係者、マスコミ等の参加を求める。
- ・新規に「交通安全総点検調整会議」を設置することが困難な場合、都道府県交通対策協議会等の既存の組織を活用することも考えられる。但し、「交通安全総点検」の事務局は都道府県の道路管理部局及び都道府県警察本部とする。
- ・「交通安全総点検調整会議」は、「交通安全総点検実行委員会」が行う点検テーマの決定、点検実施計画の策定、点検参加者の募集等の支援、各市区町村での点検結果の総とりまとめを行う。また、推奨点、アイデア、反省点等点検の分析を行い、次の総点検への有効活用に努める。

## (3) 留意事項

- 都道府県は、「交通安全総点検」を実施する市区町村として、住民参加意識の高い市区町村や交通事故の多い市区町村等の参加を促すことが望ましい。

## 4. 実施方法

### (1) 交通安全総点検の実施手順

- ①点検実施体制の決定 ー市区町村において、交通安全総点検実行委員会など実施組織を設置する。
- ②点検テーマの決定 ー交通安全総点検実行委員会は、地域の交通特性、交通事故の特徴、道路利用者の特性、道路利用者からのアイデアや要望、地域の道路整備計画などから点検テーマを決定する。
- ③点検地域の決定 ー点検テーマに基づき、総点検を実施すべき点検対象地域や、整備や利用の工夫の必要性を勘案して決定する。点検対象地域の広さとしては、小学校区程度が考えられるが、点検テーマや地域の実情を勘案して設定するものとする。  
また、点検対象（路線点検、箇所点検など）、点検方法（歩行、自転車・自動車乗車、障害者体験等）、点検時間帯、点検参加対象者を決定する。
- ④点検実施計画の策定 ー②③を踏まえ、点検実施期日、点検参加予定人数、フォローアップ体制などの詳細を調整し、最終的な点検実施計画を策定する。
- ⑤事前広報・点検参加者の募集  
ー交通安全総点検の実施を積極的に広報するなど、地域住民の交通安全への参加意識の醸成を図るとともに、公募等により点検参加者を募集する。
- ⑥交通安全総点検の実施
- ⑦点検結果のとりまとめ
- ⑧改善計画の策定と実施 ー点検結果は、交通安全上の問題点と推奨点・アイデアに分け、問題点については充分検討した上で改善計画を策定し実施する。推奨点やアイデアは基準等の見直しを行う際の資料として活用する。  
また、新規整備の際に活用する。

### (2) 点検方法の工夫

点検実施方法は、本来は高齢者や障害者の参加で実施すべきであるが、健常者の参加者に体験学習（高齢者体験、視覚障害者体験、聴覚障害者体験等）を実施したり等、様々な工夫で点検を行うよう考慮する。

別表

「交通安全総点検」実施概要

都道府県名( )

市 警察署名	交通安全総点検 メインテーマ(着眼点)	点検日	点検時間	点検地域	集合場所	一般募集 人数	点検方法の工夫例	点検項目

市	交通安全総点検の参加者による主な要望事項 (交通安全総点検結果)	その他(点検を実施するにあたっての問題点・気付いた 点等があれば記入して下さい)